

和気町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定
支援業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 事業の目的

本業務は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、高齢者の福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を令和9年度から令和11年度までを計画期間として、一体的に策定することを目的とする。

計画策定においては、和気町の高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、将来の展望を見据えた適切な施策を反映させるため、高齢者の生活状況に関する現状や課題・ニーズ等を把握するアンケート調査を実施し、その分析結果をもとに高齢福祉事業や介護サービス事業、給付費および保険料の水準の推計を行うものとする。

本業務の遂行にあたり、専門的な知見と豊富な経験を有する事業者にはデータ分析及び計画策定を一括して委託することで、より効果的かつ効率的な業務遂行を図ることが可能となるため、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行う。

2 業務概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 業務の名称 | 和気町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務 |
| (2) 業務内容 | (別紙) 業務委託仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 委託料の予定価格 | 5,300,000円（消費税及び地方消費税を除く）
（内訳）令和7年度 2,300,000円、令和8年度 3,000,000円 |

3. プロポーザル方式の実施理由

本業務は、業務の性質上、高度な専門的知識が必要となるため、価格のみの競争では本業務の目的を達成できないため、プロポーザルによる業者選定を行う。

4 プロポーザルのスケジュール

- | | | |
|------|-----------|-----------------------------|
| 令和7年 | 10月1日（水） | 公募開始 |
| | 10月8日（水） | 質問受付締め切り |
| | 10月22日（水） | 参加表明書兼誓約書の提出締め切り（午後5時必着） |
| | 10月31日（金） | 企画提案書等の提出締め切り（午後5時必着） |
| | 11月7日（金） | プレゼンテーション及びヒアリングの実施（時間別途通知） |
| | 11月14日（金） | 審査結果の通知（予定） |

5 プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、和気町の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 和気町内に事務所・事業所等を有する者又は有しない者であっても、和気町の求めに応じて、来訪することが可能である者であること。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定によるもの）に該当しない者であること。又は、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者が経営、運営に関係しない者であること。
- (7) この委託業務を確実かつ円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者であること。
- (8) 類似のサービス業務について実績がある者であること。

7 参加表明書兼誓約書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書兼誓約書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書兼誓約書（様式 1）
- イ 履歴事項全部証明書
- ウ 計算書類（貸借対照表、損益計算書）
- エ 国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書
- オ 本店所在地の都道府県税に係る納税証明書（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）
- カ 本店所在地の市町村税に係る納税証明書（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）
- キ 役務経歴書（令和 5 年度、令和 6 年度）

※ イからキは複写可。ただし、すでに入札参加資格審査申請書（物品・役務）を提出の場合には不要とする。

(2) 提出期限・方法

令和 7 年 10 月 22 日（水）までに和気町役場民生福祉部介護福祉課へ持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は送付した旨を電話連絡し、到達確認を行うこと。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、令和 7 年 10 月 24 日（金）までに、参加表明書兼誓約書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

ア 下記の企画提案書等を5部提出すること（郵送可）

- ① 事業所の概要書（既に他目的で作成・配布しているものを可とする。）
- ② 企画提案書
- ③ 概算見積書（提案内容に対応した概算見積を作成すること。）

イ 企画提案書等の様式は任意とする。

次の項目を盛り込んで提案してください（評価基準も参考としてください）。

① 業務の実施体制

本業務の実施にあたっての実施体制（配置人数・管理体制）を提案すること。

② 業務の理解度

事業の目的を踏まえ、提案事項を実施するにあたっての取り組み方針・考え方を記載すること。

③ 業務実施計画

本業務を実施するための作業項目及び実施スケジュールを提案すること。

④ 業務実績等

他自治体等での業務実績や本業務について貴社の有する特徴をどのように活かすのかを記載すること。

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出期限・方法

令和7年10月31日（金）までに和気町役場民生福祉部介護福祉課へ持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は送付した旨を電話連絡し、到達確認を行うこと。

(4) 提案書作成に関する質問

ア 質問がある場合は、受付・連絡先に電子メールで送付すること。

イ 回答は質問の都度、すべての参加申込者へ電子メールで返信する。

ただし、特有の企画提案に係る質問は、質問者に対してのみに回答する場合がある。

【質問締め切り】令和7年10月27日（月） 午後5時まで

9 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

町執行部（関係課長等）で構成する審査会委員により、企画提案書の内容を評価基準に基づき評価し、評価点の合計が最も高い企画提案を行った事業者を、当該契約の相手方となるべき受託候補者として特定する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」参照

(3) 審査結果の通知等

審査結果は、受託候補者の選定後、速やかに提案事業者に通知する。

10 契約等

和気町は、受託候補者から見積書を徴し、その内容について受託候補者と協議を行い、確定させた上で随意契約により委託契約を締結する。当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加、削除を行うことができるものとする。

契約締結にあたっては、和気町財務規則第 133 条に従い、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし和気町財務規則第 134 条の規定に該当する場合は保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、協議が整わない場合又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の事業者と協議を行うものとする。

11 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。(辞退届を文書で提出すること)

(2) 参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

ア 実施要項を遵守しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行動があった場合

(3) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。なお、審査に必要な範囲で、提出書類を複製する場合がある。

12 提出・問い合わせ先

和気町役場民生福祉部介護福祉課 担当：永宗

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555 番地

電話：0869-93-1139 F A X：0869-92-0121

電子メール：kaigo@town.wake.lg.jp